

大阪府の建設事業評価について

1. 建設事業評価とは

建設事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図るため、府及び府が設立する地方独立行政法人が実施する建設事業（総事業費 1 億円以上。災害復旧、補修、改修及び維持管理を除く）を対象に、事業の実施又は継続等の妥当性について評価を実施するもの。

① 事前評価

- ・新規事業について、事業実施の妥当性の判断とより効率的な実施方法等を検討（総事業費 1 億円以上）

<評価の時期>

- ・基盤整備事業 … 事業費の予算化を予定している年度の前年度内
- ・施設整備事業 … 実施設計の予算化を予定している年度の前年度内 等

② 再評価

- ・実施中の事業について、事業継続の妥当性の判断とより効率的な実施方法等を検討（総事業費 1 億円以上）

<評価の時期>

- 事業採択後 5 年未着工 / 事業採択後 10 年間継続中 / 中止・休止・休止後の再開 / 事業計画の大幅な変更 / 再評価後 5 年経過 等

③ 事後評価

- ・完了した事業について、完了後の効果等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討し、その結果を同種の計画、調査等へ反映する。（総事業費 10 億円以上）

<評価の時期>

- ・事業完了後 5 年以内

2. 大阪府建設事業評価審議会について

建設事業評価対象事業のうち、一定の要件に該当する事業について、学識経験者等で構成する大阪府建設事業評価審議会の意見を聴き、府の対応方針を決定している。

審議会には必要に応じて部会を置くことができ、現在、都市整備部の案件については、都市整備部会を設置し審議を行っている。

【対象事業】

- ・総事業費 10 億円以上の再評価対象事業
- ・その他、知事が特に必要と認める事業

【審議等の流れ】

- ① 審議会(※)で個別事業の審議
- ② 審議会(※)で意見具申を決議し、府（知事）に提出
- ③ 審議会(※)の意見を踏まえて、府の対応方針を決定し、公表する

(※)都市整備部の案件は、規則第 6 条第 1 項に基づき設置した「都市整備部会」で審議するとともに、同条第 5 項により、部会の決議をもって審議会の決議としている